

田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正(案)

田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約の一部を次のとおり改正する。

第 1 条を次のように改める。

「この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通連携計画(以下「計画」という。)の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する協議会として設置する。」

第 13 条第2項の次に次の項を加え、第 3 項を第 4 項に読み替える。

3 事務局長は、委員が兼ねることができる。

第 14 条第 1 項中、「補助金」の後に「、繰越金」を加え、「その他の収入」とあるのを「諸収入」と読み替える。

別表中、「法第 6 条第 2 項第 2 号の委員」中に次を加える。

社団法人奈良県バス協会	専務理事
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長

別表中、「法第 6 条第 2 項第 3 号の委員」中、次を削除する。

奈良県土木部地域デザイン推進課	課長
-----------------	----

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 20 日から施行する。